

豊田公立小中学校事務職員研究会 会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、豊田公立小中学校事務職員研究会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携の基に、学校事務の研究及び会員の資質向上に努め、学校教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学校事務に関する研究並びに研修
- 二 諸団体との連携
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

(本 部)

第4条 本会の本部は、会長在任校に置く。

第二章 会員・役員及び会計監査員・顧問

(会 員)

第5条 本会は、豊田市及びみよし市の公立小中学校及び豊田市立豊田特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に勤務する事務職員をもって、組織する。

(役 員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 事務局長 1名
- 四 専門部長 1名
- 五 会 計 1名

(役員の任期)

第7条 役員は、1年とする。再任は妨げない。ただし、補充された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員は、それぞれ、次の仕事をつかさどる。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 三 事務局長は、事務局を代表し、会務を執行する。
- 四 専門部長は、専門部を代表し、会務を執行する。
- 五 会計は、本会の会計事務を処理し、総会において会計報告をする。

(役員を選出)

第9条 役員は、原則として立候補制とする。立候補が無い場合は、推薦委員会が推薦し、全会員により、信任投票をする。

(推薦委員会)

第10条 委員は5名とし、役員会が指名し、委員長は、委員の中から互選する。委員の任期は、1年とする。

(会計監査員)

第11条 本会には、会計監査員1名を置く。

- 2 会計監査員は、第9条、役員を選出に準ずる。

- 3 会計監査員は、会計の執行が適切に行われているか、監査・指導する。
 - 一 役員会に出席し、会計の執行について、意見を述べることができる。
 - 二 総会において、年度決算の監査報告をする。
 - 三 会計監査員は、総会及び役員会の議決に参加できない。

(顧問)

第12条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する。
- 3 顧問は、会長の命を受け、研究会への提言及び助言をする。

第三章 機 関

第13条 本会には、次の機関を置く。

- 一 総 会
- 二 役員会
- 三 事務局
- 四 専門部

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関とする。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、臨時に開催することができる。
- 3 前項にかかわらず、全会員の2分の1以上の要請があったとき、会長は、臨時総会を開催しなければならない。
- 4 総会は参集型の開催を原則とする。ただし、社会情勢等諸般の事情により参集型で開催することが困難な場合、ICTツール等を利用する方法により開催に代える。この場合、開催方法についてすみやかに会員へ知らせることとする。

開催方法の判断については、役員会で協議し、会長が決定する。

- 5 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - 一 会則の改正
 - 二 事業計画案の審議・事業報告の承認
 - 三 予算案の審議・決算の承認
 - 四 その他重要事項

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、次項のとおりとする。

- 2 参集型で開催した場合、全会員の半数以上が出席し、その過半数を必要とする。
ICTツール等を利用した場合、会員数の半数以上の回答を必要とする。

(役員会)

第16条 役員会は、本会の最高執行機関とする。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき、開催する。
- 3 役員会は、第8条に規定する者及び会長が必要と認める者をもって構成する。
- 4 役員会は、事業案その他重要事項を総会に提案し、承認された事項の執行にあたる。

(事務局)

第17条 本会の事業を推進するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員で構成し、事業の企画運営及び関係機関との連絡調整を行う。
- 3 事務局会は、事務局長が必要と認めるとき、開催する。
- 4 事務局会は、事務局長が会員の中から局員を募り、組織する。

(専門部)

第18条 本会の事業の執行を円滑にするために次の部と部長を置く。

- 一 研究研修部

学校事務に関する研究及び会員の研修に関することを行う。

(特別委員会)

第19条 本会の事業の推進にあたって、会長が必要と認めるときは、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会は会長から委任された事業を執行し、目的達成後解散する。
- 3 特別委員会の長は会長が指名する。
- 4 特別委員会の長は役員に準ずる。

第四章 運 営

(会 計)

第20条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてる。

- 2 会費は、1会計年度2,000円とする。
- 3 会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(連 携)

第21条 会長は、愛知県公立小中学校事務職員研究会の理事にあたり、市代表者は各市の会員の中から会長が指名する。

- 2 県専門部員は、会長が指名する。
- 3 県専門部員は、会長の命を受け、諸団体との連携にあたる。

附 則

本会則は、昭和55年 4月 1日より施行する。

附 則

本会則は、昭和57年 6月11日より施行する。

附 則

本会則は、昭和58年 6月29日より施行する。

附 則

本会則は、昭和60年 4月 1日より施行する。

附 則

本会則は、昭和61年 4月 1日より施行する。

附 則

本会則は、平成 6年 4月 1日より施行する。

附 則

本会則は、平成 8年 4月 1日より施行する。

附 則

本会則は、平成10年 2月27日より施行する。

附 則

本会則は、平成11年 4月 1日より施行する。

附 則

本会則は、平成14年 4月 1日より施行する。

附 則

平成16年2月27日改正 (本会則は、平成16年 4月30日より施行する。)

附 則

平成17年2月25日改正 (本会則は、平成17年 4月26日より施行する。)

附 則

平成19年2月21日改正 (本会則は、平成19年 4月25日より施行する。)

附 則

平成22年4月23日改正 附 則	(本会則は、平成22年 4月24日より施行する。)
平成26年2月25日改正 附 則	(本会則は、平成26年 4月30日より施行する。)
平成29年4月28日改正 附 則	(本会則は、平成30年 4月 1日より施行する。)
令和 3年2月26日改正	(本会則は、令和 3年 2月27日より施行する。)